

事 調 第 6 0 9 号
令和3年(2021年)10月12日

各（総合）振興局産業振興部長 様

農政部農村振興局事業調整課長

地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について

近年、建設工事の労働市場がひっ迫し、宿泊費や労働者の赴任手当など地域外からの労働者確保が必要となる場合が発生している。

このため、労務のひっ迫が懸念される地域においては、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更があった場合、必要となる費用を反映するため、設計変更の実施要領等を制定し、積算基準日が令和3年12月21日以降の工事から適用することとしたので通知します。

なお、これに伴い「平成24年度補正予算等の執行における積算方法等に関する試行について」（平成25年3月15日付け事調第1253号）及び「平成24年度補正予算等の執行における積算方法等に関する試行の運用について」（平成25年4月25日付け事調第150号）は廃止します。

記

- 1 地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更の実施要領
- 2 地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更の実施要領の運用

〔 調整係
設計積算係 〕